

平成 29 年 8 月 23 日現在

機関番号：15201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780014

研究課題名（和文）アメリカ憲法学における利益衡量批判の系譜

研究課題名（英文）Historical Study on the Interest Balancing in American Constitutional Law

研究代表者

黒澤 修一郎（Kurosawa, Shuichiro）

島根大学・法文学部・准教授

研究者番号：30615290

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、現代の違憲審査における代表的な判断枠組みである利益衡量論に関して、アメリカ憲法学を対象にして歴史的な視座から考察を加えたものである。とりわけ本研究は、利益衡量論という思考枠組みが形成された歴史的な文脈や、あるいは個別の判例における裁判官による広い意味における価値衡量のありように関して考察を行った。かような研究を通じて、本研究は違憲審査の方法論および理論をブラッシュアップするための視座を獲得することを目指した。

研究成果の概要（英文）：The main theme of this research project is the history of the interest balancing in American constitutional litigation. In particular, this research project studied the historical context of the formation processes and the modern development processes of the interest balancing.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 アメリカ憲法 違憲審査制

1. 研究開始当初の背景

利益衡量 (interest balancing) という判断方法ないしは思考枠組みは、現代における各国の憲法裁判のプラクティスにおいて広く普及していると言ってよい。すなわち裁判官が相異なる価値どうしを天秤にかけその重みづけを行うというこの判断方法は、それ自体で憲法上の裁判法理として使用される場合があるほか、いわゆるアメリカにおける「違憲審査基準」やドイツ等における「比例原則」といった諸テストのなかにもビルトインされていることが少なくない。かような状況は「利益衡量の時代」とも称されるところである。

しかし他方で、利益衡量論は、裁判官の実際の思考過程を把握するための視角としては、いささか単純かつ曖昧に過ぎるおそれがあり、ともすればキャッチ・オールなマジックワードになってしまいかねないと言うべきである。さらに違憲審査において裁判官が展開している思考過程を適切に理解するためには、むしろ利益衡量論という支配的な思考枠組みを相対化し、複眼的な視点からこれに接近してゆくことが有益であると考えられる。

かような問題意識に基づき、本研究は、裁判官の思考過程を理解するための分析道具をより豊富化させることを狙いとして、利益衡量論に関する歴史的研究を行うことを目標として研究をスタートさせた。

2. 研究の目的

本研究はその開始当初にあっては、違憲審査における判断方法ないしは思考枠組みについての考察を主眼とし、その代表例である利益衡量論に関する方法論的な考察を進めるという計画を有していた。なかでも利益衡量論の形成ないし展開の過程を跡づけ、加えて利益衡量論がそれに対する批判的議論とどのように対峙していったのかを辿りながら、その歴史の全体像を描き出すということを中心に目標として設定していた。

しかし研究を進めてゆくなかで、本研究はアプローチの仕方にいくつかの重要な修正を加えた。

第1に、本研究は、その研究対象をより個別的なものへと絞り込むという方針をとった。すなわち利益衡量論に関する総合的な研究を目指すよりも、むしろその一部分をなす個別の問題に関する具体的な研究を蓄積してゆくことを目指すこととした。かような修正により、研究の体系性については犠牲とせざるを得なかったものの、しかし利益衡量論に関連する特定のトピックを題材にしたケーススタディの提示を目指すことは、限られた研究期間を考慮すれば理由のない修正ではないと考えた。

第2に、本研究は、上記の違憲審査の判断方法ないしは思考枠組みに関する研究に加えて、裁判官による広い意味における価値衡

量 (憲法上の価値選択) のありようとその制約要因に関する研究に取り組むこととした。というのも裁判官の思考過程をコントロールしているファクターは、上記の判断方法ないしは思考枠組み、あるいは個々の裁判法理だけには限られず、むしろ裁判所をとりまく政治的・社会的なコンテクストに目を向ける必要性が高いと感じられたからである。とりわけ現代アメリカにおける憲法裁判の動向を適切に理解するためには、この視角を取り込むことが必須であると思われた。

ゆえに本研究プロジェクトにあっては、実際には特に次の2つのテーマに関する研究を重点的に進めることとなった。

第1のテーマは、利益衡量論が誕生した時代とされる19世紀後半から20世紀前半の時代を対象として、利益衡量論という法学的方法論が形成されていった経緯を歴史的視座から跡づけるという研究である。なおとりわけこの研究にあっては、憲法学のみならずリーガル・ヒストリーの分野の研究動向に目を向けることを通じて、従来までの研究の視座をより広げることを目指した。

そして第2のテーマは、合衆国の中絶裁判に関する研究である。すなわち1973年に下されたRoe v. Wade判決は、裁判官による積極的な価値選択がその後の論争を引き起こした判例の典型例であると言うべきであるが、本研究はRoe判決に代表される中絶判例をとりまく政治的・社会的コンテクストを調査し、そうしたコンテクストが連邦最高裁の思考過程にいかなる影響を与えてきたのかという点に関する考察を進めた。

3. 研究の方法

上記のそれぞれのテーマに接近するに際して、本研究はアメリカ憲法学の文献 (学説および判例) の読解と考察を進めてゆくという方法をとった。なおこれに際しては、歴史学や政治学といった隣接分野の諸研究に目を向けることがきわめて有益であった。それゆえかような学際的な視座を可能な限りで確保しながら、関連する文献の読解を進めることを心がけた。

なお上記の研究を進めてゆくに際して、本研究は二人の研究者を対象としたインタビュー調査を実施する機会に恵まれた。

その一人目は、デ・ポール大学のスティーブン・シーゲル (Stephen Siegel) 教授であり、平成27年9月に実施したインタビューにおいては、とりわけ憲法史学に関連したお話を伺うことができた。

そして二人目は、ウィリアム・アンド・メアリー大学のニール・デヴィンス (Neal Devins) 教授であり、平成28年9月に実施したインタビューにおいては、とりわけアメリカの中絶裁判に関するお話を伺うことができた。

4. 研究成果

本研究は利益衡量論に関する総合的・体系的な研究には到達することはできなかったが、しかし研究代表者の従来までの研究を進展させ、さらに新たな研究に向けての有益な視座を獲得することができたという点で、小さからぬ収穫を得ることができたと考えている。

より具体的に言えば、本研究の成果は、大きく分けて次の2点にまとめることができよう。

(1) 本研究は、19世紀後半から20世紀前半の時代に、利益衡量論がいかなる経緯を通じて生成および発展していったのかを跡づけた。

この時代は、1905年のLochner v. New York判決を象徴とすることから、しばしばLochner時代と称され、いわゆる司法積極主義的な判決が連邦最高裁によって次々と下された時代であったと言われる。そのなかで利益衡量論は、19世紀において支配的であった古典的法思想(classical legal thought)にとって代わるかたちで、主として革新主義(progressivism)の法学者によってこの時代に提唱され、徐々にその支持を広げていったのであった。

もとより古典的法思想にせよ利益衡量論にせよ、それは公法のみならず私法の分野にまでわたる判断方法であり、さらに憲法の分野に限ってもさまざまな裁判法理に通底する基礎的な思考枠組みでもあるため、その変容の過程はきわめて広い射程を有する現象であったと言うべきである。

そのようななか、本研究は古典的法思想と密接な連関を有していたと考えられる「立法動機審査」について、特にスポットを当てて考察を加えた(その成果が黒澤修一郎「第8章 立法裁量 立法の動機を審査することは可能なのか?」大沢秀介・大林啓吾編『アメリカの憲法問題と司法審査』229-265頁(成文堂、2016年)である)。「立法動機審査」は、いわゆるLochner時代の判例において、実体的デュープロセス理論や二元的連邦制理論が展開されるに際してのキー・コンセプトとなったものであったが、しかしそれは1937年以降の判例においてはレレヴァンスを失ってゆくという経過を辿った。なおLochner時代の実体的デュープロセス判例や平等判例の理解をめぐっては、「立法動機審査」と反クラス立法原理を基軸として理解する見解と、利益衡量論と契約の自由を基軸として理解する見解が提示されており、この時代の判例の思考枠組みの特質を考察するに際してきわめて示唆的であった。

かようにして本研究は、古典的法思想から利益衡量論への移行過程の一端を、歴史的な視点から具体的に描き出すことを目指した。もとより、かような法律家共同体の基本的な思考枠組みの推移は、「立法動機審査」という視点からのみ把握することは困難であり、

ゆえにより包括的な研究を提示する必要性という点では課題が残った。また「立法動機審査」と利益衡量論との間における審査方法の異同を突き詰めてゆき、両者の特質を具体的に明らかにするという課題に関して、結果としては十分には論じきれない点が残ってしまった。

(2) 本研究は、裁判官による広い意味における価値衡量に関する研究の一環として、1970年代以降の中絶裁判に関する研究を進めた。

すなわち1973年に下されたRoe v. Wade判決は、中絶問題に対して司法が憲法レベルの回答を与え、いわゆる trimester framework という独自の判断基準を構築し、そして女性の選択の権利に手厚い保護を与えたという点でよく知られている。言葉を換えて言えば、同判決は司法による独自の価値衡量が行われたケースの典型例であった。

しかしその後のアメリカにおける中絶をめぐる闘争は、同判決が下された以後であっても、いっこうに沈静化の気配を見せておらず、むしろ現在にあっては中絶をめぐる闘争はますます過熱化し分極化の様相を呈している。

そのようななかで本研究は、中絶判例をとりまく政治的・社会的コンテクストを調査し、そうしたコンテクストが連邦最高裁の思考過程にいかなる影響を与えているのかという点に関して考察を進めた。

とりわけ本研究が対象としたのは、Roe判決がいわゆる政治的・社会的バックラッシュを引き起こしたという理解(以下、「バックラッシュ・テーゼ」と称する)である。本研究はこのバックラッシュ・テーゼについて、歴史的な視座からあらためて検証を加えた。というのも、現在のアメリカ憲法学あるいは歴史学においては、このバックラッシュ・テーゼに対する批判的検討が進展しており、連邦最高裁をとりまくコンテクストの理解に関して興味深い論争が展開されているからである。ゆえにかような研究を参照しながら、本研究は中絶判例が下された際の歴史的な文脈にあらためて接近することを試みた。

なおこの中絶裁判に関する研究は、利益衡量論という裁判法理あるいは法学的な方法論それ自体に関する研究というよりも、裁判官による価値衡量をとりまく政治的・社会的コンテクストに関する研究と言うべきであり、利益衡量研究という点ではいささか周縁的に、あるいは迂遠に過ぎるかもしれない。しかしかような研究を通じて、政治や社会の動きと連邦最高裁の思考のありようとの連関について、歴史学や政治学とも結びつけて考察するための視座を獲得することができた点は、大きな収穫であった。

なおこの研究の成果は未だ公表には至っていないが、島大法学への近日中の公表を予

定している。

以上のように本研究は、総合性・体系性という点ではいささか欠けたところが残ってしまったものの、しかし違憲審査における裁判官の思考過程を理解するための分析道具や理論的視座をブラッシュアップすることができたという点では、大きな成果を得たものと考えている。

5. 主な発表論文等 (研究代表者は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

黒澤修一郎、[著書紹介] 合衆国最高裁判所への失望告白とその変革への構想、アメリカ法 2016-1号、査読なし、2016年、89-95

〔学会発表〕(計1件)

黒澤修一郎、Baker v. Carr その特質と形成要因に関する歴史的考察、アメリカ憲法判例研究会、2017年3月18日、慶応義塾大学(東京都)

黒澤修一郎、立法裁量 立法の動機を審査することは可能なのか?、『アメリカの憲法問題と司法審査』研究会、2015年4月4日、成文堂(東京都)

〔図書〕(計1件)

大沢秀介・大林啓吾編、成文堂、アメリカの憲法問題と司法審査、2016年、295(黒澤修一郎、229-265)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

黒澤 修一郎 (KUROSAWA, Shuichiro)
島根大学・法文学部・准教授

研究者番号：30615290